

<3うとのあさはがさ

太田 昌孝

東京工業大学 総合情報処理センター
mohta@necom830.hpcl.titech.ac.jp



著作財産権の消滅

コンテンツ配信ビジネスだとかそのビジネスモデルだとか、インターネットを正しく理解しない一部のくろうとがややこしいことを考えているうちに、そろそろ個人相手の著作財産権が消滅しつつあるようだ。当然、個人相手のコンテンツ配信ビジネスも消滅する。

これは、インターネットが正しい方向に発展している証であり、インターネット関係者にとっては歓迎すべきことである。法律上も、「私の使用のための複製」というもともとあった権利が、インターネットにより多少拡大されただけのことである。

インターネットでは誰もが情報を受け取れるだけでなく、自ら発信でき、その際情報の発信者と受信者とはネットワーク事業者などの干渉を受けずに直接通信する。もちろん定額制の基本料金以上の課金もかからない。

情報の配信にいちいちコストがかかる場合には、配信は、情報の受信者からお金をとるなりスポンサーのコマーシャルを挿入するなり、事業として採算のとれる形で行わざるを得ない。そのためには発信者は、自分の銀行口座などのアイデンティティを受信者やスポンサーに知らせる必要がある。また、お金を払う側は、そのお金に見合った内容である保証が欲しいので、発信者は彼らとある程度緊密な社会的関係を築く必要がある。

しかし、情報配信のコストが見かけ上0になると、事情は一変する。情報提供はしろうとの発信者が趣味として行えばよく、採算を考慮する必要は一切ないからだ。発信者は匿名で構わない。受信者も受け取った情報の品質をとやかくはいわない。

そこで何が起きるかというと、著作財産権は無視され、これまで存在した著作物がすべてインターネット上で公開されることになる。多くのインターネット専門家が予測していたことである。

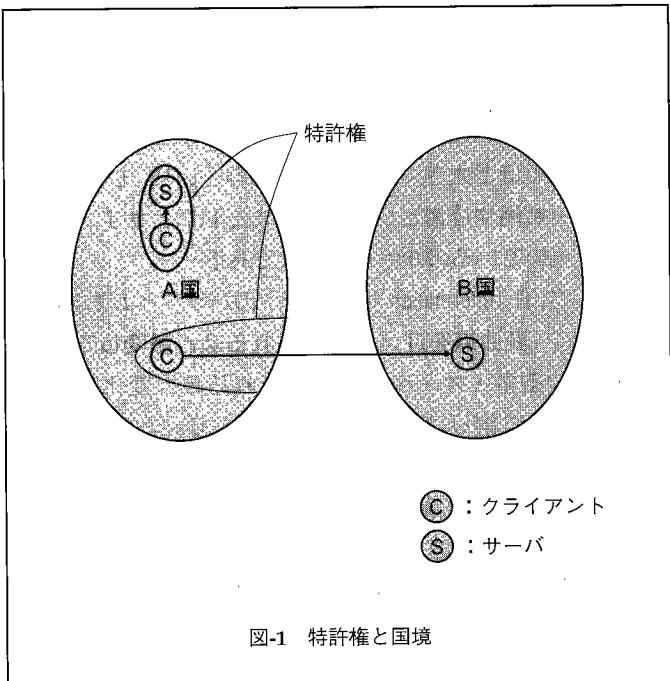
しかも、これは防ぎようがない。発信者は自分の実体を知られたくなれば、その情報を、他人が運営している無料サイトに匿名で投稿すればよい。多数の情報発信者が無邪気に著作財産権を無視はじめたら、いちいち個別の情報発信者にあたることもできまい。

また、たとえば、CPUにシリアル番号がふってあって、再生に特殊なソフトウェアが必要なコンテンツがそのソフトウェア内でCPUのシリアル番号を確認するようになっていたとしても、その仕組みはいつかは解読されるし、そもそもCPUの機械語をエミュレートてしまえば、シリアル番号でも時刻でも自由自在に変更できる。もちろん、品質を問う必要もないで、正規に再生される音や画像をパソコンで録音したり家庭用ビデオカメラで録画することもできる。

なお、実は著作財産権が消滅しても、著作者がそれほど困るわけではない。音楽家や小説家には印税収入に入るが、その額は著作物の価格の10%前後でしかない。しかも、そんな権利はないスポーツ選手が別に暮らしに困っているわけではない。大物音楽家や小説家はスポンサーをみつけばいいし、ライブや講演などで収入を得ることもできる。小物が赤字になるのは、いまだって同じである。

実は、著作財産権に最も頼っているのは、映画配給会社やレコード会社といった情報流通業者である。

インターネット時代には電話会社の権益を保存しようとしても有害無益であるが、映画配給会社やレコード会社の権益についても同様である。この権益に社会的意義があったのは、出版にそれなりのコストがかかりそれを保護する必要があつたからにすぎない。



ハリウッドの映画配給会社が映画のDVD化に反対してコンテンツのデジタル化を遅らせたりしているようだが、著作財産権の消滅の原因を、インターネットではなくデジタル化と勘違いしたあさはかな考えである。画質にこだわるのはくろうと一部のマニアだけなので、いくらDVDソフトを制限しても、アナログビデオをエンコードして流れれば、それでおしまいである。ウォーターマーリングという著作物に署名を紛れ込ませる技術があり、複製後もその情報は残るが、レンタルビデオのマスター一帯や映画の上映館をつきとめる程度の役にしか立たない。

ブランクCDなどデジタル記録メディアから著作権団体が不正コピー相当分の著作権料を徴収しようとするのもやはりあさはかである。ハードディスクといった一般的なデジタル記録メディアに課金しようというのにはかなり無理があるが、たとえそうしたとしても、お金の分配のしようがない。複製に必要なビット数という点からは、ビットあたりの課金は俳句作家あたりが一番高いことになろう。音楽に話を限っても、現在の著作財産権を無視した個人間の配信が一般的になってCD店舗などは消滅し、TV放送の比重も低下したら、CD売上やTVの露出度に応じた分配というわけにもいかない。



コンテンツ規制

コンテンツ規制というのは、インターネットでサーバを提供している業者に、その提供内容に責任を持たせるというものであるらしい。もちろん、比較的少数のサーバ事業者に圧力をかけて、当局にとって好ましくない内容のコン

テンツを置かせないようにすることは、それほど難しいことではないだろう。

しかし、インターネットでは、サーバは個々人の自宅にも、海外のどこかにも置ける。そこで、各国が協力して規制をという話も持ち上がるわけだ。イスラム教諸国とキリスト教諸国で話が合うとも思えないが、国内に話を限っても話は破綻している。多数のしろうとの運営するサーバ相手にいちいち規制をかけようというのでは、思想信条の自由の侵害にほかならない。

暗号技術などを駆使されれば、そもそも当事者以外コンテンツの内容を確かめようもない。



ビジネスモデル特許

ビジネスモデル特許というのは、インターネット時代に対応した新しいビジネスの方式そのものに対する特許というふれこみだが、そううまくはいかない。

そもそも特許というのは一国や地域（EU等）に閉じた制度である。インターネット上のビジネスモデルにはサーバとクライアントがあるわけだが、その両者が同一国や地域に属していないと、特許の侵犯にはならない（属地主義）。ビジネスモデル特許が問題になるようなときは、サーバを国外に移せばいい（図-1）。A国とB国はお互いのビジネスモデル特許を尊重する特別な協定を結ぶこともできるだろうが、タックスヘーブンならぬパテントヘーブンのような政策を掲げサーバを誘致する国の出現は避けようがないだろう。

そこで、ビジネスモデル特許に実効性を持たせるために、クライアント装置についての特許も含めておくそうだ。こうすれば、ある国のビジネスモデル特許は、その国の中のクライアント装置を利用する人に有効である（といっても、クライアント装置についての特許は「ビジネス方式そのものに対する特許」でもなんでもなく従来型の特許にすぎない）。

さらに、クライアント装置といつてもソフトウェアで実現できることがほとんどであり、国外のサーバからクライアントソフトウェアをダウンロードできるようにしておけば、クライアントが多数のしろうとユーザである場合、特許の侵害など調べようもない。侵害の主体はクライアントのユーザ側であり、サーバの運営者に責任を問うわけにもいかない。サーバの設置国では特許侵害にならない場合、サーバへの掲載を中止する理由もない。

インターネット時代にはいろんな人がいろんなことを考えるが、しろうとに好き勝手をやられると、くろうとのあさはかな考えは通用しないのである。

（平成12年7月17日受付）